

(19)日本国特許庁(J P)

(12) 公開特許公報 (A) (11)特許出願公開番号

特開2002 - 85407

(P2002 - 85407A)

(43) 公開日 平成14年3月26日(2002.3.26)

(51) Int.Cl⁷ 識別記号 F I テーマコード⁸ (参考)
 A 6 1 B 8/06 A 6 1 B 8/06 4 C 3 0 1
 8/14 8/14 5 B 0 5 7
 G 0 6 T 1/00 290 G 0 6 T 1/00 290 D

審査請求 未請求 請求項の数 19〇 L (全 13数)

(21)出願番号 特願2000 - 282066(P2000 - 282066)

(22)出願日 平成12年9月18日(2000.9.18)

(71)出願人 000003078
株式会社東芝
東京都港区芝浦一丁目1番1号

(72)発明者 神山 直久
栃木県大田原市下石上字東山1385
式会社東芝那須工場内

(74)代理人 100058479
弁理士 鈴江 武彦 (外6名)

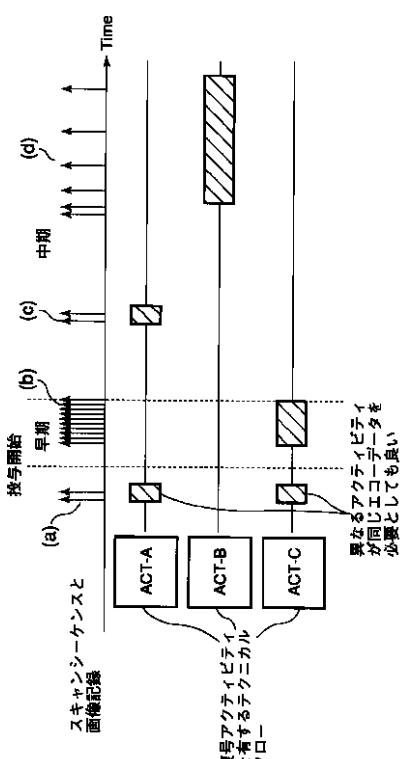
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 超音波診断装置

(57)【要約】

【課題】 一過性で時間管理を必要とする造影工コーカ等において、複数の診断或いは解析プロトコルを効率よく実行することが可能な超音波診断装置。

【解決手段】 時間情報或いは動作情報の少なくとも一方に基づいて所望のアクティビティを構成する各機能を実行可能な順番に配列し、診断作業手順を定義するテクニカルフロープロトコルを作成する。スキャンにおける動作及び解析処理における動作はテクニカルフロープロトコルに従って制御実行される。複数のアクティビティを混在させたテクニカルフロープロトコルを再編する場合には、時間情報或いは動作情報の少なくとも一方に基づいて各アクティビティを構成する各機能が一回の造影剤投与或いは薬物投与で実行可能か否かを判別し、実行可能と判別した場合には、テクニカルフロープロトコルを再編し、それに従った制御を行う。実行不可能と判別した場合には、不可能である旨を通知する。



【特許請求の範囲】

【請求項1】超音波診断装置の機能からなり、超音波診断において当該機能が実行可能な時間に関する第1の情報及び当該機能の目的に関する第2の情報が付加された複数のアクティビティを記憶する記憶手段と、前記複数のアクティビティからアクティビティを選択するための選択手段と、前記第1の情報或いは第2の情報の少なくとも一方に基づいて、前記選択されたアクティビティを構成する各機能を実行可能な順番に配列することで、超音波診断における作業手順を定義する作業手順プロトコルを作成するプロトコル作成手段と、前記作成された作業手順プロトコルに基づいて超音波診断装置の制御を実行する制御手段と、前記作業手順プロトコルが定義する作業手順をシンボル表示する表示手段と、を具備することを特徴とする超音波診断装置。

【請求項2】超音波診断装置の機能からなり、超音波診断において当該機能が実行可能な時間に関する第1の情報及び当該機能の目的に関する第2の情報が付加された複数のアクティビティを記憶する記憶手段と、前記複数のアクティビティから少なくとも一つのアクティビティを選択するための選択手段と、前記第1の情報或いは第2の情報の少なくとも一方に基づいて、前記選択された各アクティビティを構成する各機能が実行可能か否かを判別する判別手段と、前記判別手段が実行可能と判別した場合には、前記選択された各アクティビティを構成する各機能を実行可能な順番に配列することで、超音波診断における作業手順を定義する作業手順プロトコルを作成するプロトコル作成手段と、前記作成された作業手順プロトコルに基づいて超音波診断装置の制御を実行する制御手段と、前記作業手順プロトコルが定義する作業手順をシンボル表示する表示手段と、を具備することを特徴とする超音波診断装置。

【請求項3】前記プロトコル作成手段は、前記選択されたアクティビティが前記超音波診断装置が備える一機能の組み合わせによる複合的機能から成る前記複合アクティビティを含む場合には、当該複合アクティビティを構成する各機能を前記第1の情報或いは第2の情報の少なくとも一方に基づいて実行可能な順番に配列することで作業手順プロトコルを作成することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

【請求項4】前記判別手段が実行不可能と判別した場合には、実行不可能であることを知らせる通知手段をさらに具備することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

【請求項5】前記通知手段は、実行不可能である機能或いは実行可能である機能を通知することを特徴とする請

10

求項4記載の超音波診断装置。

【請求項6】前記表示手段は、前記作成された作業手順プロトコルに従って診断が実行された場合、診断データに、当該診断データが何れのアクティビティに基づいて取得されたかを判断可能な情報、当該診断データに関する超音波送受信条件、前記被検体に関する付加情報のうち少なくとも一つを付加して表示することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

20

【請求項7】前記作成された作業手順プロトコルに従って診断が実行された場合、診断データに、当該診断データが何れのアクティビティに基づいて取得されたかを判断可能な情報、当該診断データに関する超音波送受信条件、前記被検体に関する付加情報のうち少なくとも一つを付加して記録する手段をさらに具備することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

30

【請求項8】前記判別手段は、前記作業手順プロトコルに従った前記超音波診断装置の動作中に前記選択手段によって新たなアクティビティが選択された場合には、第1の情報或いは第2の情報に基づいて当該新たなアクティビティが実行可能か否かを判別し、

前記プロトコル作成手段は、前記判別手段が実行可能と判別した場合には、前記新たなアクティビティを構成する各機能を実行可能な順番に配列することで、超音波診断における作業手順を定義する新たな作業手順プロトコルを作成し、

前記制御手段は、前記新たな作業手順プロトコルに基づいて超音波診断装置の制御を実行し、

前記表示手段は、前記新たな作業手順プロトコルが定義する作業手順をシンボル表示すること、を特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

40

【請求項9】前記作業手順プロトコルの実行中に、操作者による作業が必要な場合には当該操作者に実行すべき作業を通知する手段をさらに具備することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

【請求項10】前記制御手段は、前記通知に対応した操作者からの入力があった場合には、当該入力を基準にしたタイミングにて各機能を実行することを特徴とする請求項9記載の超音波診断装置。

【請求項11】取得されたデータに基づく解析アプリケーションを実行する手段をさらに具備することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

【請求項12】取得された診断データおよび当該診断データに関する解析アプリケーションを、外部の解析装置に転送する転送手段を具備する請求項1又は2記載の超音波診断装置。

50

【請求項13】前記作業手順プロトコルが定義する作業手順のうちの所望の作業を指定するための指定手段をさらに具備し、

前記制御手段は、前記指定された作業を省略した作業手順プロトコル或いは前記指定された作業のみ実行する作

業手順プロトコルに基づいて超音波診断装置の制御を実行すること、

を特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

【請求項14】前記作成された作業手順プロトコルの完遂に必要な所要時間を通知する手段を備することを特徴とする請求項1又は2記載の超音波診断装置。

【請求項15】前記いずれかの所要時間に基づいて、当該超音波診断に必要な造影剤の投与量、投与速度の少なくとも一方を判別する第2の判別手段と、

前記造影剤の投与量或いは前記造影剤の投与速度を操作者へ通知する手段と、

をさらに備することを特徴とする請求項14記載の超音波診断装置。

【請求項16】造影剤を投与した被検体に対して超音波を送受信し、得られた超音波エコーに基づいて超音波画像を表示する超音波診断装置において、

造影剤を用いる複数種類の処理プロトコルを記憶する記憶手段と、

前記処理プロトコルの中から複数の処理プロトコルを選択する選択手段と、

前記選択手段により選択された一つの処理プロトコルに対応するスキャンシーケンスに、選択された他の処理プロトコルに対応するスキャンシーケンスを組み入れた複合スキャンシーケンスを求める手段と、

前記複合スキャンシーケンスに基づいて、超音波の送受信条件を順次変更して超音波の送受信を行う送受信手段と、

前記複合スキャンシーケンスを実行することにより得られた超音波エコー信号に基づいて、前記処理プロトコルのそれぞれに対応する超音波画像又は計測値を求める手段と、

を備することを特徴とする超音波診断装置。

【請求項17】前記複合スキャンシーケンスは、選択された処理シーケンスを個々に実行する場合より、スキャンシーケンスの時間が短くなるように構成されたことを特徴とする請求項16記載の超音波診断装置。

【請求項18】前記複合スキャンシーケンスは、選択された処理シーケンスを個々に実行する場合より、造影剤の投与量が少なくなるように構成されたことを特徴とする請求項16記載の超音波診断装置。

【請求項19】造影剤を投与した被検体に対して超音波を送受信し、得られた超音波エコーに基づいて超音波画像を表示する超音波診断装置において、

造影剤を用いる複数種類の処理プロトコルを記憶する記憶手段と、

前記処理プロトコルの中から複数の処理プロトコルを選択する選択手段と、

前記選択手段により選択された複数の処理プロトコルが同時に実行可能か否かを判別する判別手段と、

前記選択手段により選択された処理プロトコルに応じた

スキャンシーケンスに基づいて、超音波の送受信条件を順次変更して超音波の送受信を行う送受信手段と、前記スキャンシーケンスを実行することにより得られた超音波エコー信号に基づいて、前記処理プロトコルのそれぞれに対応する超音波画像又は計測値を求める手段と、

を備することを特徴とする超音波診断装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】主に一過性の診断である造影エコー法、またはストレスエコーにおいて、操作者への操作支援機能を有する超音波診断装置

【0002】

【従来の技術】超音波診断は、超音波プローブを体表から当てるだけの簡単な操作で心臓の拍動や胎児の動きの様子がリアルタイム表示で得らる。また、安全性が高いため繰り返して検査が行えるほか、システムの規模がX線、CT、MRIなど他の診断機器に比べて小さく、ベッドサイドへ移動していっての検査も容易に行えるなど簡便である。超音波診断装置の大きさは、それが具備する機能の種類によって様々に異なるが、小型なものは片手で持ち運べる程度の装置が開発されている。超音波診断はX線などのように被曝の影響がないので、比較的安心して使用でき、将来的には患者が自分で操作できる可能性がある。

【0003】近年、静脈投与型の超音波造影剤が製品化され、造影エコー法が行われるようになった。たとえば、心臓および腹部臓器などの検査において、静脈から超音波造影剤を注入して血流信号を増強し、血流動態の評価を行うのが目的である。造影剤の多くは微小気泡（マイクロバブル）が反射源となり、その注入量・濃度が高ければ造影効果は大きくなるが、気泡というデリケートな基材の性質上、超音波照射によって気泡は壊れ、造影効果時間の短縮などが起こることも解っている。

【0004】この造影エコー法に関して、血流の動態評価を行うための定量解析手法も多数研究されている。最も基本的なものは、造影剤投与後に心臓領域にてエコー信号が増強される過程を追跡し、その輝度の経時変化についてグラフ化などを行う、いわゆるTime Intensity Curve (TIC) の計測である。

【0005】また、定量解析手法は、ストレスエコー法に関しても適用される。このストレスエコー法は、被検体の心臓に薬剤投与あるいは運動させることにより負荷をかけ、静的の状態では観察不可能だった心筋虚血の診断もしくは予後の推定を行うものである。薬剤負荷の場合、薬剤の投与量を徐々に上げてゆくことで、虚血の突然的な誘発を避けるように配慮される、運動負荷の運動量も同様の理由により徐々に上げてゆく。このような場合、負荷をかけられた心臓は、時間と共に静的な状態に回復するため、負荷後は迅速に適切な診断データを取得

する必要がある。

【0006】上記造影エコー或いはストレスエコーに関する定量解析を行うためには、まず解析の素材として適合するデータを取得する必要がある。超音波診断は1秒間に数十枚といった動画像を扱うため、例えば約30分間の検査の画像を精細なデジタルデータとして記録することは膨大な記憶容量を必要とする。また、仮に大容量の記憶が可能であっても、膨大な枚数となる記録データから解析に使用するデータを抽出する煩雑さは避けられない。従って、現実的には、解析に必要なデータを検査者が取り込んでゆくという形態がとられる。例えば、造影剤の関心領域への流入が最大に達する付近の数秒間動画像が記録される、後期相の代表的な画像が数枚、スナップ写真の要領で取得される、等の形態が採られる。

【0007】

【発明が解決しようとする課題】上述したように、造影エコー等は薬剤投与という一過性の診断である。従って、従来の検査のように所望の診断画像が得られるまで長時間観察することはできない。また、投与回数も通常1~2回と限られるため、多くの解析を行うためには1回の投与時に数種類の解析に必要なデータ取得ができることが理想ではある。しかし従来装置では1投与に2つ以上のプロトコルを実行することは煩雑になり困難を伴う。

【0008】

【課題を解決するための手段】本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、一過性で時間管理を必要とする造影エコー法等において、複数の診断或いは解析プロトコルを効率よく実行することが可能な超音波診断装置を提供することである。

【0009】本発明の第1の視点は、超音波診断装置の機能からなり、超音波診断において当該機能が実行可能な時間に関する第1の情報及び当該機能の目的に関する第2の情報が付加された複数のアクティビティを記憶する記憶手段と、前記複数のアクティビティからアクティビティを選択するための選択手段と、前記第1の情報或いは第2の情報の少なくとも一方に基づいて、前記選択されたアクティビティを構成する各機能を実行可能な順番に配列することで、超音波診断における作業手順を定義する作業手順プロトコルを作成するプロトコル作成手段と、前記作成された作業手順プロトコルに基づいて超音波診断装置の制御を実行する制御手段と、前記作業手順プロトコルが定義する作業手順をシンボル表示する表示手段とを具備することを特徴とする超音波診断装置である。

【0010】本発明の第2の視点は、超音波診断装置の機能からなり、超音波診断において当該機能が実行可能な時間に関する第1の情報及び当該機能の目的に関する第2の情報が付加された複数のアクティビティを記憶する記憶手段と、前記複数のアクティビティから少なくと

も一つのアクティビティを選択するための選択手段と、前記第1の情報或いは第2の情報の少なくとも一方に基づいて、前記選択された各アクティビティを構成する各機能が実行可能か否かを判別する判別手段と、前記判別手段が実行可能と判別した場合には、前記選択された各アクティビティを構成する各機能を実行可能な順番に配列することで、超音波診断における作業手順を定義する作業手順プロトコルを作成するプロトコル作成手段と、前記作成された作業手順プロトコルに基づいて超音波診断装置の制御を実行する制御手段と、前記作業手順プロトコルが定義する作業手順をシンボル表示する表示手段とを具備することを特徴とする超音波診断装置である。

【0011】本発明の第3の視点は、造影剤を投与した被検体に対して超音波を送受信し、得られた超音波エコーに基づいて超音波画像を表示する超音波診断装置において、造影剤を用いる複数種類の処理プロトコルを記憶する記憶手段と、前記処理プロトコルの中から複数の処理プロトコルを選択する選択手段と、前記選択手段により選択された一つの処理プロトコルに対応するスキャンシーケンスに、選択された他の処理プロトコルに対応するスキャンシーケンスを組み入れた複合スキャンシーケンスを求める手段と、前記複合スキャンシーケンスに基づいて、超音波の送受信条件を順次変更して超音波の送受信を行う送受信手段と、前記複合スキャンシーケンスを実行することにより得られた超音波エコー信号に基づいて、前記処理プロトコルのそれぞれに対応する超音波画像又は計測値を求める手段とを具備することを特徴とする超音波診断装置である。

【0012】本発明の第4の視点は、造影剤を投与した被検体に対して超音波を送受信し、得られた超音波エコーに基づいて超音波画像を表示する超音波診断装置において、造影剤を用いる複数種類の処理プロトコルを記憶する記憶手段と、前記処理プロトコルの中から複数の処理プロトコルを選択する選択手段と、前記選択手段により選択された複数の処理プロトコルが同時に実行可能か否かを判別する判別手段と、前記選択手段により選択された処理プロトコルに応じたスキャンシーケンスに基づいて、超音波の送受信条件を順次変更して超音波の送受信を行う送受信手段と、前記スキャンシーケンスを実行することにより得られた超音波エコー信号に基づいて、前記処理プロトコルのそれぞれに対応する超音波画像又は計測値を求める手段とを具備することを特徴とする超音波診断装置である。

【0013】以上述べた構成によれば、一過性で時間管理を必要とする造影エコー法等において、複数の診断或いは解析プロトコルを効率よく実行することが可能となるような、プロトコルの自動プログラム機能と、複雑な診断フローをナビゲーションする機能により検査者のミスを軽減する超音波診断装置を実現することである。

【0014】

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施形態について、図面に従って説明する。なお、本発明に係る超音波診断装置は、計測を目的とした診断プロトコルを実行する場合、例えば造影剤を使用した定量解析（TIC）、血管や心臓における血流速度・血流量の測定等、或いは、ストレスエコーにおける診断プロトコルを実行する場合等に利用可能な支援機能等を有するものである。以下の説明では、説明の便宜上造影剤を使用した定量解析（TIC）に関する診断プロトコルを実行する場合を例として説明を行う。また、以下の説明において、略同一の機能及び構成を有する構成要素については、同一符号を付し、重複説明は必要な場合にのみ行う。

【0015】図1は、本実施形態に係る超音波診断装置10の概略構成を示したブロック図である。まず、同図を基に超音波診断装置10の構成と信号の流れを説明する。

【0016】超音波診断装置10は、被験者との間で超音波信号の送受信を担う超音波プローブ12と、この超音波プローブを駆動しあつ超音波プローブの受信信号を処理する装置本体11と、この装置本体に接続されかつオペレータからの指示情報を装置本体に入力可能な入力部13と、心電波形を計測するECG14とを具備している。入力部13には、診断装置の制御や様々な画質条件設定を行うことが可能な、ボタン、キーボード、トラックボールなどが含まれる。

【0017】装置本体11は、超音波送信ユニット21、超音波受診ユニット22、Bモード処理回路23、ドプラ処理回路24、画像処理回路25、イメージメモリ回路26、表示部28、心拍検出ユニット29、記憶媒体30、ネットワーク回路31、コントローラ32、を具備している。

【0018】超音波送信ユニット21は、図示しないが、トリガ発生器、遅延回路およびバルサ回路からなり、パルス状の超音波を生成してプローブ12の振動素子に送ることで収束超音波パルスを生成する。被検体内的組織で散乱したエコー信号は再びプローブ12で受信される。

【0019】プローブ12から素子毎に出力されるエコー信号は、超音波受信ユニット22に取り込まれる。ここでエコー信号は、図示しないが、チャンネル毎にプリアンプで増幅され、A/D変換後に受信遅延回路により受信指向性を決定するのに必要な遅延時間を与えられ、加算器で加算される。この加算により受信指向性に応じた方向からの反射成分が強調される。この送信指向性と受信指向性とにより送受信の総合的な超音波ビームが形成される。

【0020】超音波受信ユニット22からの出力は、Bモード処理回路23に送られる。ここでエコー信号対数増幅、包絡線検波処理などが施され、信号強度が輝度の明るさで表現されるデータとなる。ドプラ処理回路24

10

20

30

40

50

は、エコー信号から速度情報を周波数解析し、解析結果を画像処理回路25に送る。

【0021】画像処理回路25では、超音波スキャンの走査線信号列から、テレビなどに代表される一般的なビデオフォーマットの走査線信号列に変換される、また種々の設定パラメータの文字情報や目盛、または後述する本発明のガイダンス画像などと共に合成され、ビデオ信号として表示部28に出力する。かくして被検体組織形状を表す断層像が表示される。また表示部28は、後述するワークフローをステータスウィンドウとして表示する他、種々の解析プログラムを実行する際のコンソールウィンドウとしても機能する。

【0022】また、画像処理回路25は、入力した画像信号に基づいて、関心領域における輝度の経時変化についてグラフ化を実行する。このグラフは、TIC（Time Intensity Curve）と呼称され、関心領域におけるエコー信号が増強される過程を定量的に把握するために使用される。

【0023】イメージメモリ回路26は、画像データを格納する記憶メモリから成る。この情報は、例えば診断の後に操作者が呼び出すことが可能となっており、複数枚を使っての動画再生が可能となる。

【0024】記憶媒体30は、後述の診断解析プログラムやワークフロー等に使用する種々のソフトウェアプログラム、音声・画像などのライブラリが保管されている。またイメージメモリ回路26中の画像の保管などにも使用される。なお、記憶媒体30のデータは、ネットワーク回路31を経由して外部周辺装置へ有線あるいは無線ネットワーク転送することも可能となっている。

【0025】ECG（心電計）14で得られた心電図などの生体信号情報は、心拍検出ユニット29でデジタル信号に変換され、画像処理回路25で診断画像に合成され、表示部に表示されるかあるいはイメージメモリに記録される。さらに後述のテクニカルフローの解析に必要な場合は、記憶媒体30に保管もしくはネットワーク回路を経由して外部に転送される。

【0026】コントローラ32は、情報処理装置（計算機）としての機能を持ち、本超音波診断装置本体の動作を制御する制御手段である。またコントローラ32では、後述するが、本発明の主要部であるワークフローシステムが実行される。

【0027】次に、コントローラ32において実行されるワークフローシステムについて説明する。なお、ワークフローに関する内容は、特願平11-212157に詳しい。ここではまずワークフローの一般的概念を説明し、その後、本発明の特徴を説明する。

【0028】ワークフローシステムは、コントローラ32において、CD-ROM、ハードディスク、メモリカード等の記録媒体、あるいはネットワーク等の通信媒体により供給される専用のワークフローシステムソフトウ

エア(ワークフローシステムプログラム)を実行することより実現されるものである。

【0029】ワークフローとは、所定の診断に必要な作業の手順を示す流れ図である。ここで、超音波診断装置の一機能を基本アクティビティと定義し、複数の基本アクティビティによって定義される複合的な一連の機能を複合アクティビティと定義する。アクティビティの組み合わせによって、所定の診断及び解析に必要な作業の手順を定義したものを、ワークフロープロトコルと呼ぶ。また、ワークフローを使用した超音波診断装置の制御システムを「ワークフローシステム」と呼ぶ。

【0030】図2は、コントローラ32において実行されるワークフローシステムの概略構成図である。同図において、ワークフローエンジン320はワークフローにかかる各アクティビティを指定された順序で超音波診断装置に実行させる駆動手段である。ワークフローデータベース322は、ワークフローシステムの駆動に必要なワークフローテンプレートを格納するテンプレートデータベース322a、ワークフローに関するステータス情報およびアクティビティ情報を格納したステータスデータベース322b、ワークフローを定義するワークフロープロトコルを格納したプロトコルデータベース322cを有する。ここで、ワークフローテンプレートとは、アクティビティの実行制御に関するプログラムである。また、ワークフロー等に関するステータス情報とは、ワークフローの内容や進行状況をユーザに知らせるための情報あるいは開始・終了時刻などの情報である。

【0031】アクティビティ群格納部324は、各種アクティビティを起動するプログラムを格納する格納手段である。各アクティビティプログラムは、ワークフローの順番に従ってワークフローエンジンによって読み出され起動される。

【0032】ワークフロー管理部326は、表示部にワークフローのステータスをウィンドウ表示したり、外部からの入力に応じて、実行中のワークフローに対し停止や再開などの制御を行う。

【0033】再編ワークフロー判別部328は、本発明の特徴的な部分であり、ワークフローで実施される各処理に関する時間情報(例えば、早期時相における画像取得等)、動作情報(例えば、動画あるいは静止画による画像収集等)に基づいて、シーケンスの編集を行う。すなわち、再編ワークフロー判別部328は、各アクティビティプログラムに付された時間情報あるいは動作情報に基づいて、一回の超音波診断作業として各処理が矛盾せずに共存しうるか否かの判別を行う。再編ワークフロー判別部328は、各処理が矛盾せずに成立する場合には、各情報に基づいて各処理が整合するように配列し、診断作業プロトコルを作成する。一方、各処理の成立に矛盾が生じる場合には、診断作業プロトコルを作成せず、実行不可能である旨を音声情報、表示部28からの文字情

報等で操作者に通知する。

【0034】なお、一般的なワークフローシステムには、患者データの登録、診断結果を電子カルテに添付するなど、いわゆる患者情報マネージメントも含まれる。

【0035】また、本ワークフローシステムは、ユーザが次に何を行うべきかを適切に判断し、表示部28にその要求メッセージを表示させることが可能となっている。

【0036】(テクニカルフロー)一般に、造影エコー法には次のような留意点がある。超音波造影剤の主成分であるマイクロバブルは超音波照射により容易に消失する。造影エコー法の中には、このマイクロバブルの消滅現象を積極的に利用した映像手法も考案されている。例えば、超音波送信を4秒間停止した後、再び超音波送信を開始すれば、この4秒間に流入した血液に対応した造影剤エコー信号が得られる。さらに、この停止間隔を変化させてゆくと、血流動態の時間変化を得ることができる。これらの内容は、例えば特願平9-324772に詳しい。

【0037】造影エコー法を利用した解析は、検査時のスキャン手続き(プロトコル)に大きく関係する。従って、診断時に標準的に得られる画像データを用いるような解析を除けば、解析を検査後にオフラインで行う場合であっても、事前にスキャンプロトコルを決め、診断時に必要なプロトコルの実行とデータ取得を的確に行う必要がある。

【0038】本発明の重要な点は、ワークフロープロトコルを構成する解析プロトコルの決定と、それに関するスキャンプロトコルの選定である。この解析プロトコルの決定及びスキャンプロトコルの選定は、ワークフローの中でイメージングと解析という画像診断の本質的な作業に対応する部分である。以下の実施形態では、解析プロトコルの決定及びスキャンプロトコルによって定義される作業を「テクニカルフロープロトコル」と呼び、当該「テクニカルフロープロトコル」によって定義された作業の手順を示す流れ図を「テクニカルフロー」と呼ぶ。当然ながら一般的な診断を想定した場合、テクニカルフローに関係しないアクティビティ(患者登録、レポート作成など)も融合することは可能である。

【0039】図3は、テクニカルフローの比較的単純な例を説明するための図である。図3に示す様に、一つのテクニカルフローのプロトコルは、通常、スキャン前(準備)、造影剤投与前、投与後(早期、中期、後期)、スキャン終了後(解析)といった時間の経過のあらゆる部分に関与する複合アクティビティを形成する。同図のテクニカルフローのプロトコルは、複数のサブアクティビティS A C T(以下、単にS A C T)によって構成される複合アクティビティA C T - A(以下、単にA C T - A)であり、「造影剤投与前後の画像を比べる」という機能を実現する。各S A C Tは、次の様な機

能を実現する。

【0040】サブアクティビティS A C T - 1 (以下、単にS A C T - 1)は、まず解析に最適な映像モードへの遷移や、記録データ枚数などの条件設定などを行う機能、サブアクティビティS A C T - 2 (以下、単にS A C T - 2)は、造影剤を投与する前の画像を取得する機能、サブアクティビティS A C T - 3 (以下、単にS A C T - 3)は、造影剤投与後の画像を取得する機能、そして、サブアクティビティS A C T - 4 (以下、単にS A C T - 4)は、取得した画像を再表示し比較・解析プログラムを実行させる機能をそれぞれ実現する。なお、A C T - A と同一の機能を実現するS A C T の構成は、一意的ではない。例えば、S A C T - 4 を更にサブアクティビティに分割した構成としても、同一のA C T - A を定義し、同一の目的を達成することも可能である。

【0041】各S A C T 1 ~ 4 は、図3に示す時間経過に沿って図4に示す様に実行される。

【0042】図4は、図3の例に対応した、システムの動作 (ユーザへのナビゲーション、ユーザとの対話) に関するフローを示している。

【0043】図4において、S A C T - 1 によって診断前の準備 (例えば、患者I D等の入力) が終了すると、本システムはS A C T - 2 を起動して、次に投与前の超音波画像を取得する旨のメッセージを表示すると共に、画像を記録するためのボタンが点滅するなどしてr e a d y 状態になっていることを示す。そして、操作者によってボタンが押されたタイミングで、所望の時間 (枚数) だけ「投与前の画像データ」である事を示す識別子と共に画像データを記録する。なお、このときに必要に応じて、取得画像に関する超音波送受信条件 (映像モードの種類、送受信周波数、パルス繰り返し周波数、フレームレート、送信音圧等)、及び後述する生体に関する付加情報 (E C G 波形及び時相、呼吸同時情報、血圧等の患者パラメータ情報等) も画像データ付加され、表示或いは記憶される構成であることが好ましい。

【0044】次にシステムは、S A C T - 3 を立ち上げて「投与開始合図」の入力を要求する。これは、一般に投与された造影剤が関心領域に到達するには約10~20秒程度の時間を要するため、投与タイミングの瞬間は画像は何も変化がなく、システムが投与開始のタイミングを自動的に察知するのは困難であるからである。本例のようにユーザに「投与開始合図」の入力を要求する構成であれば、システムは極めて簡単にこのタイミングを判断することができる。

【0045】続いて本システムは、次の様にしてタイミングを決定し画像を取得する。例えば、原則として中期相に画像データを取得するプロトコルである場合、「投与開始合図」の入力がなければ、当該プロトコルに従って画像が取得される。一方、上述の様に「投与開始合図」の入力があった場合には、例えば投与から充分に循

環するまで経験的に60秒要するとされる造影剤であれば、当該入力があった時点を基準として「60秒後」に画像取得が実行される。すなわち、本システムは、随時経時に一番新しい情報に基づいて各アクティビティの起動タイミングを修正する機能を有する。なお、「投与開始合図」の入力から画像取得を開始するまでの時間 (すなわち、上記「60秒後」等) は、事前の設定にて自由に変更することが可能である。また、S A C T - 1 において使用する造影剤の情報を入力したときに、画像取得タイミングを決定するプログラムが自動的に選択される構成であってもよい。システムは、画像取得タイミングが来た時点で、表示部28に画像取得中のメッセージを表示すると共に、画像データを記録する。

【0046】なお、別の構成例として、ユーザが所望するタイミングでマニュアル操作により記録を始めることも可能である。その場合、システムは、S A C T - 3 の起動前に、「記録開始合図」の入力を要求する。

【0047】画像取得すなわちスキャンが終了すれば、プローブをホルダーに戻す、あるいは送信フリーズボタンが押される等の手続きを閲知して、システムは「スキャン後 (スキャン終了)」であると判断し、S A C T - 4 を起動する。そして、取得した画像を再表示し比較・解析プログラムが実行される。

【0048】以上述べた本ワークフローシステムは、自動進行が困難な場合などはユーザと対話的に処理を進め、アクティビティを完遂することが可能となっている。ユーザとしては、現在のプロトコルにおいて次に何をすべきか判断が容易であり、比較的煩雑なプロトコルであってもミスなく進行することが可能である。

【0049】また、本超音波診断装置では、造影剤は、図5に示すように予め造影剤注入器41に設置されている。注入器41による造影剤の注入速度などは、コントローラ32によって制御される。操作者によって投与開始ボタン (注入器、システム上の入力部いずれであっても良い) から入力があると、コントローラ32は、当該入力に基づいて造影剤注入器41を制御し、所定の速度にて投与を行う。さらに、解析アプリケーションを担うアクティビティによっても、造影剤注入器32の投与タイミング、注入量および注入速度の制御は可能となっている。

【0050】さらに、本超音波診断装置には、図5に示すように呼吸センサー42、血圧センサー43を接続することが可能である。これら種々の周辺機器によって取得される生体に関する情報は、超音波診断に有効なものであるから、本装置によって実行されるシステムでは、当該生体に関する付加情報 (E C G 波形及び時相、呼吸同時情報、血圧等の患者パラメータ情報等) も画像データ付加され、表示或いは記憶される構成となっている。

【0051】なお、通常は図1のコントローラ32には実行可能なテクニカルフローが複数格納されており、ユ

ーザが所望の解析名（もしくは所望の診断法）を選択するだけで、この診断／解析に必要な一連のプロトコルが準備される。

【0052】（第2の実施家形態）第2の実施形態は、複数のテクニカルフローを並行に起動する例である。すなわち、本実施形態に係るワークフローシステムは、ユーザによる複数のテクニカルフローアクティビティの実行要求に対して、それが可能となるようにスキャンシーケンスを再構成し、新しいワークフロープロトコルを生成する機能を有している。従って、本ワークフローシステムによれば、複数のテクニカルフローを実行するプロトコルを計画しても、診断時のスキャンシーケンスは1通りである。このシーケンスは、後述するように各アクティビティに付された時間情報或いは動作情報に基づいて、例えば画像データ取得が重複なく時分割で存在するようにの作成（再編）される。従って、一回の実行で複数の種類の診断／解析が可能となる。なお、同一の効果を実現するシーケンスが複数通り定義できる場合には、操作者が任意に選択可能とする。

【0053】まず、本ワークフローシステムが有する編集機能を介し、操作者によってACT-A、ACT-B、ACT-Cの3種を並行に実行するワークフロープロトコルが設定されたとする。すると、再編ワークフロー判別部328は、各テクニカルフローで実施される各処理の時間情報（例えば、早期時相における画像取得等）、動作情報（例えば、動画或いは静止画による画像収集等）に基づいて、シーケンスの編集を行う。

【0054】図6は、ACT-A、ACT-B、ACT-Cの3種のテクニカルフローを混在させた場合のシーケンス例を説明するための図である。同図において、ACT-Aは、投与前の数フレーム分の静止画（a）と、投与後中期相の数フレーム分の静止画（c）を必要とする解析を実行する。ACT-Bは、投与後中期相に、送信間歇間隔を変化させながら取得する静止画群（d）を必要とする解析を実行する。ACT-Cは、投与前の数フレーム分の静止画（a）と投与後早期相での動画像データを必要とする解析を実行する。

【0055】再編ワークフロー判別部328は、ACT-AとACT-Cとは同一時相で実行可能であること、3種を同時に実行しても、動作形態に矛盾が生じないことを等を判別しながら、同図の様にシーケンスを決定している。

【0056】当然ではあるが、共存が不可能なテクニカルフローも存在する。例えば早期相とは、造影剤が関心領域に到達後約8秒程度であるため、早期相を観察するために異なるスキャンシーケンスを実行することは困難であろう。この場合、診察前にテクニカルフローを選択する段階で、選択できることをシステムはユーザに警告する。ただし、上述した様にACT-AとACT-Cで全く同じデータを利用できる場合は共存できる場合が

ある。

【0057】また、本ワークフローシステムは、上述した内容とは逆に、検査プロトコルの構成（言い換えれば制限）から選択可能なテクニカルフローを明示する機能を有する。

【0058】図7は、検査プロトコルの構成（言い換えれば制限）から選択可能なテクニカルフローを明示する機能を説明するための図である。

【0059】例えば、造影剤の投与法には、注射器内の薬剤を短時間で一括投与するBolus法と、主に専用の注入器などで微量を長時間に渡り持続的に注入する、infusion法がある。診断／解析プロトコルによっては、投与法が限定されるものもある。本ワークフローシステムでは、まずユーザが今回実行する投与法を入力すると、図7に示すように、選択可能な診断／解析プロトコルと不可能なものが明示される。

【0060】この様な構成によれば、所望する複数のテクニカルフローを実行する1つのスキャンシーケンスと、それをサポートするためのワークフロープロトコルとを容易に作成することができる。

【0061】なお、これらを実行する基本的な作業は、第1の実施形態で示した通りである。図6に示したシーケンスに従って実行される動作のフローチャートを図8に示した。システムが自動的に制御できない部分はユーザに対する入力要求などをを利用して、診断のタイミングを関知しながら、解析に必要なデータを取得し、記録してゆく。この時、記録されるデータは、一般的なワークフロープロトコルに必要な患者情報などはもちろんのこと、どのテクニカルフローに必要なデータであるかの識別子も付記される。

【0062】次に、スキャンが終了し、診断／解析を実行する部分の説明を図9を基に行う。

【0063】図9は、図6に示した3種類のテクニカルフローに基づく診断／解析のためのプログラムを起動した場合の表示部28の画面を示している。図6の例では3種類のテクニカルフローが設定されたので、ここではそれらに対応する3種類にウィンドウが開かれている。

【0064】なお、ウィンドウの数、形状などは解析アプリケーションの種類によって任意に設定可能である。記録された診断データは、識別子より認識され、所定のアプリケーション上に配置される。

【0065】また、この画面は、診断装置上に現れても良いし、外部のPCであってもよい。後者の場合は、必要な診断データおよび解析アプリケーションプログラムはネットワーク回路を介して外部機器へ転送される。さらに、画像データの転送を行わず、ネットワークを介した外部PC等によるリモート操作にて、診断システム内のアプリケーションを起動することも可能である。

【0066】次に、スキャンが終了し、診断／解析を実行する段階で、ACT-A、ACT-B、ACT-Cと

は全く別のアクティビティを実行する場合を説明する。これは、テクニカルフローの割り込み処理であり、診断／解析を実行する段階において単一の解析アプリケーションのごとく機能する。

【0067】図10は、検査後の診断／解析の段階でアクティビティ「ACT-D」が起動された場合の表示部28の画面を示している。

【0068】図10に示すように、ACT-Dは図9に示した画像（すなわち、ACT-A、ACT-B、ACT-Cによって取得された画像）を用いて行われる診断／解析のアクティビティである。従って、ACT-Dの解析に必要なデータは、事前の図6に従うスキャンによって取得されているから、ACT-Dは検査後に問題なく起動することが可能である。特に、長さ、面積の計測等簡単な解析であれば、単に画像が存在すれば問題なく実行することが可能である。

【0069】一方、解析に必要なデータが不備な場合（すなわち、例えばACT-A、ACT-B、ACT-Cによって取得できない画像を必要とする解析の場合）は、システムはユーザに対して解析不能である旨等を示す警告を出す。

【0070】なお、図10に示すように、ACT-Dは過去に取得されたデータ（e）を呼び出すことも可能である。さらに、ACT-Dは、テクニカルフローの種類によっては、内外部の記憶媒体に保管されている過去データを使用するような機能も有している。

【0071】本実施形態は、造影エコーを例とした。しかし、ストレスエコーにおいても同様な手法が効果的に使用される。この場合、ストレスの負荷前後の画像取得、異なる断面のスキャン手順、などをナビゲーションできる。また言うまでもなく、造影エコーとストレスエコーを組み合わせた際も、本発明の手法は効果を発揮する。

【0072】以上述べた構成によれば、次の効果を得ることができる。

【0073】造影エコー診断あるいはストレスエコー診断のような一過性の診断において、比較的複雑なプロトコルを行う際に、システムの対話的なナビゲーション機能によってミスを軽減できる。特に、専用の送受信プロトコルによって必要な診断データを得る必要がある時に、ユーザの煩雑な操作とそれに伴うミスを飛躍的に軽減できる。

【0074】複数の診断／解析に必要なデータを、複数のテクニカルフローを1つのシーケンスに再構成することによって、一度の造影エコープロトコルでこれらを取得できるため、診断時間の短縮、造影剤使用量の軽減が可能となり、その結果として医療コストが削減できる。

【0075】以上、本発明を実施形態に基づき説明したが、本発明の思想の範疇において、当業者であれば、各種の変更例及び修正例に想到し得るものであり、それら*

*変形例及び修正例についても本発明の範囲に属するものと了解される。例えば以下に示す（1）、（2）のように、その要旨を変更しない範囲で種々変形可能である。

【0076】（1）第2の実施形態において、シーケンスを再編成した後に、診断システムは本シーケンスによるおよその検査所要時間を計算し、操作者にしらせる構成であってもよい。これに基づき、操作者は検査スケジュールの調整や、造影剤の投与量を計算し、準備することが可能となる。さらに、上記所要時間と診断プロトコルを参考に、システム本体によって必要な造影剤の投与量、あるいは投与速度などを計算し、操作者へ提示することも可能である。

【0077】（2）第2の実施形態において、再編成されたシーケンスのうち、一部のアクティビティを省略して実行することも可能である。これにより、例えば実際に患者に造影剤を投与する前に手技の練習として行うことを利用にした、いわゆるリハーサル機能が実現できる。省略するアクティビティとは、具体的には造影剤注入器への指示、画像の記録などであるが、これらは今までなく操作者によって任意に選択可能である。

【0078】なお、本願発明は上記実施形態に限定されるものではなく、実施段階ではその趣旨を逸脱しない範囲で種々に変形することが可能である。また、各実施形態は可能な限り適宜組み合わせて実施してもよく、その場合組合せた効果が得られる。さらに、上記実施形態には種々の段階の発明が含まれており、開示される複数の構成要件における適宜な組合せにより種々の発明が抽出され得る。例えば、実施形態に示される全構成要件から幾つかの構成要件が削除されても、発明が解決しようとする課題の欄で述べた課題が解決でき、発明の効果の欄で述べられている効果の少なくとも1つが得られる場合には、この構成要件が削除された構成が発明として抽出され得る。

【0079】

【発明の効果】本発明によれば、一過性で時間管理を必要とする造影エコー法等において、複数の診断或いは解析プロトコルを効率よく実行することが可能な超音波診断装置を実現することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の超音波診断装置の一実施例を示すプロック構成図。

【図2】コントローラ32において実行されるワークフローシステムの概略構成図。

【図3】複数のサブアクティビティによって構成される、ひとつの複合アクティビティの概念図、およびサブアクティビティの診断フロー中の時間経過との関係を示す図。

【図4】図3のフローにおける具体的な手続きを示すフローチャート。

【図5】本発明の超音波診断装置の別な実施例を示すブ

ロック構成図。

【図6】複数のテクニカルフロー・アクティビティとそれに対応するスキャンシーケンスの概念図。図6は、3種のテクニカルフローを混在させる場合の一例である。

【図7】プリセットの選択項目と、そこから使用限定をうけるアクティビティの対応を示す図。

【図8】図6のフローにおける具体的な手続きを示すフローチャート。

【図9】テクニカルフロー・アクティビティの一部である、診断／解析を実行中のメニュー表示の例。

【図10】検査終了後に単一に起動される診断／解析アクティビティの概念図。

【符号の説明】

10...超音波診断装置

11...装置本体

* 12...超音波プローブ

13...入力部

14...ECG(心電図装置)

21...超音波送信ユニット

22...超音波受信ユニット

23...Bモード処理回路

24...ドプラ処理回路

25...画像処理回路

26...イメージメモリ回路

10 28...表示部

29...心拍検出ユニット

30...記憶媒体

31...ネットワーク回路

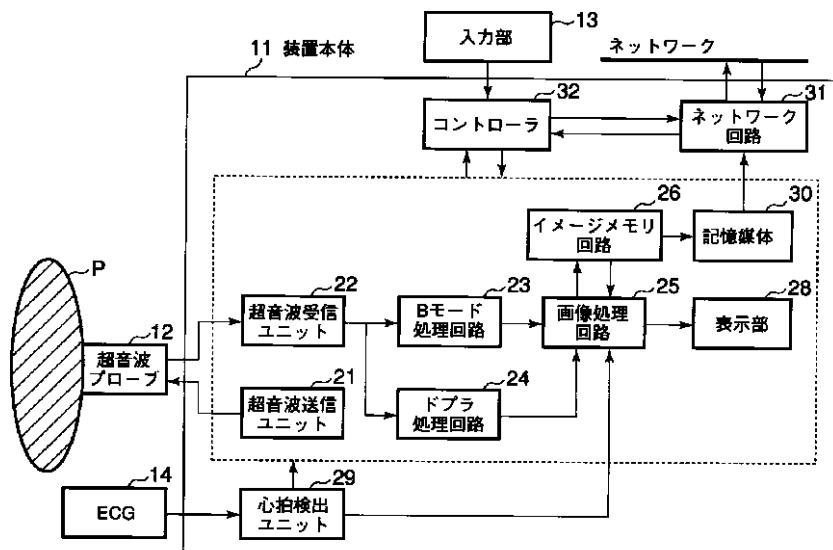
32...コントローラ

33...ネットワーク

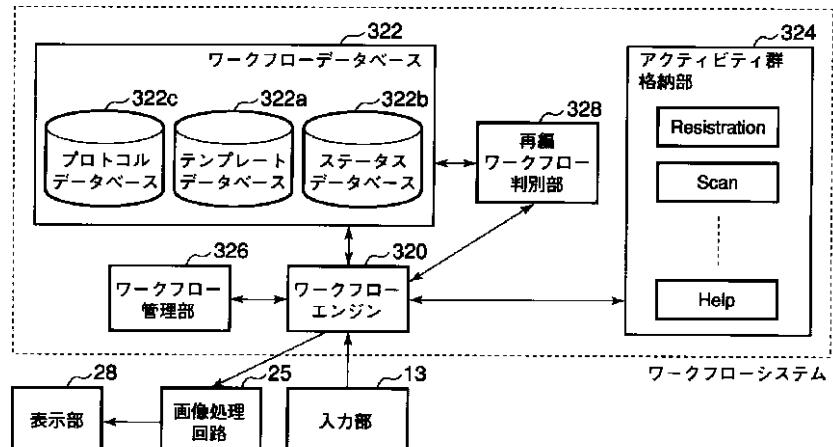
34...装置本体

* 41...造影剤注入器

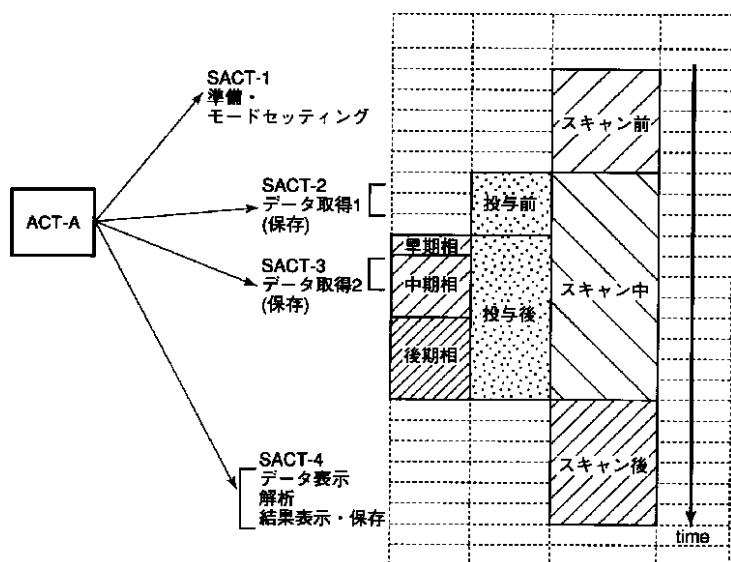
【図1】



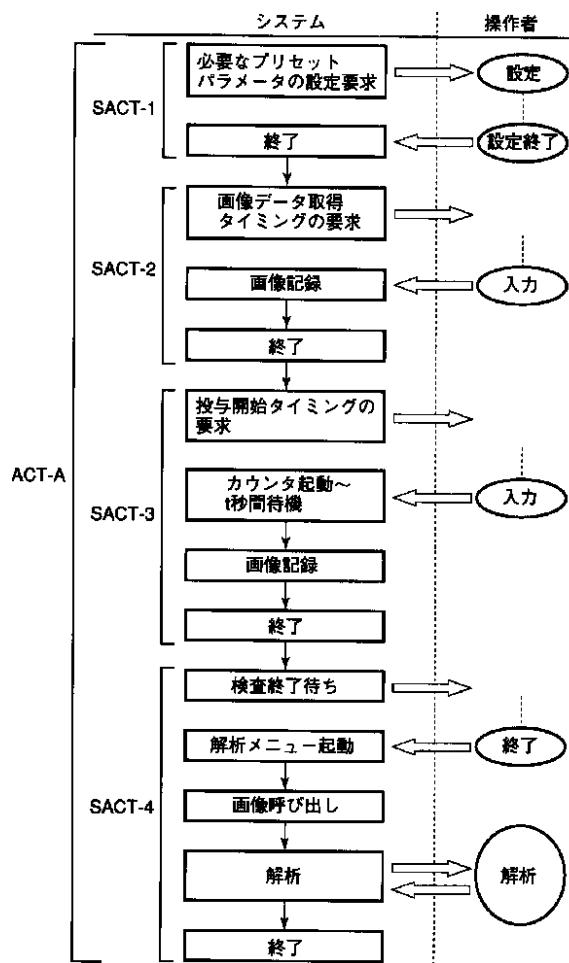
【図2】



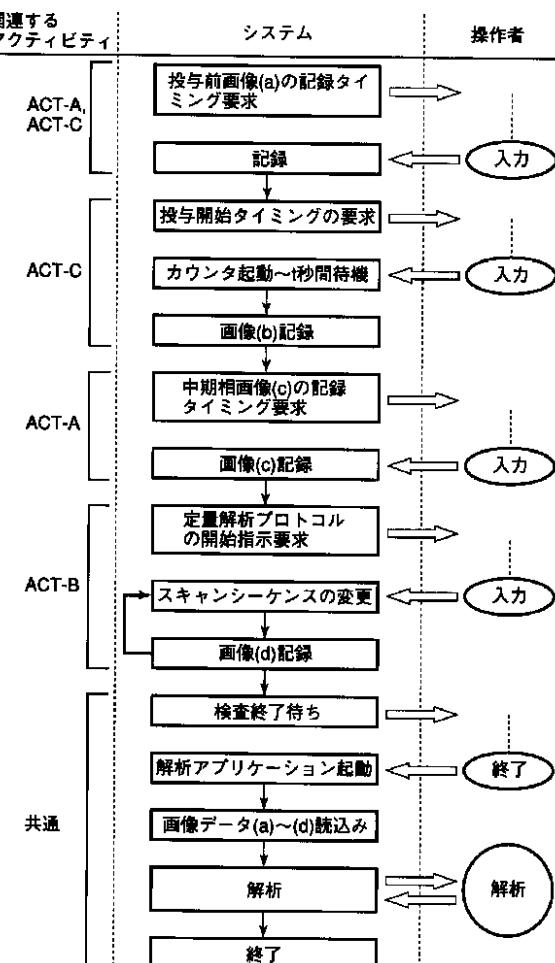
【図3】



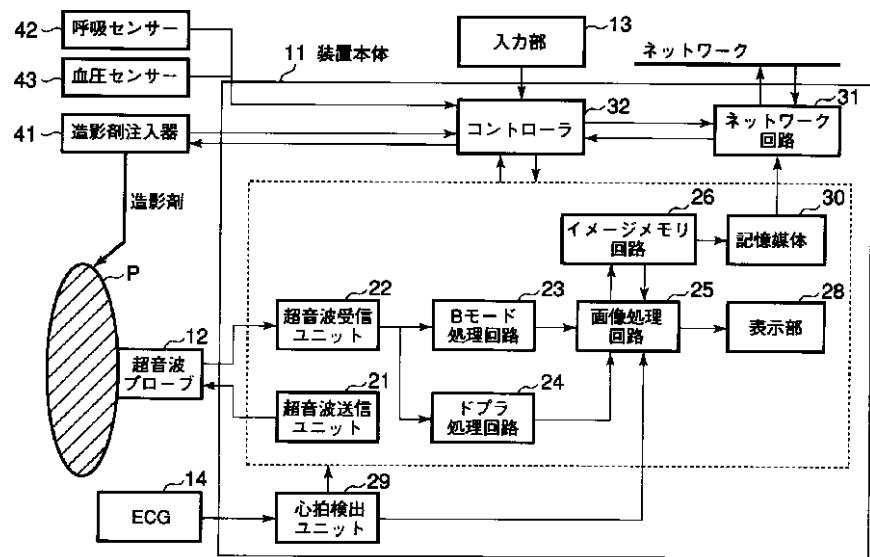
【図4】



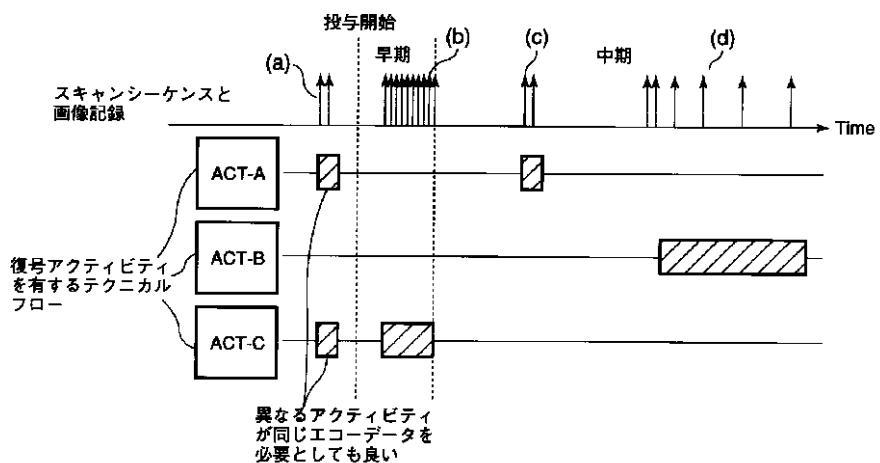
【図8】



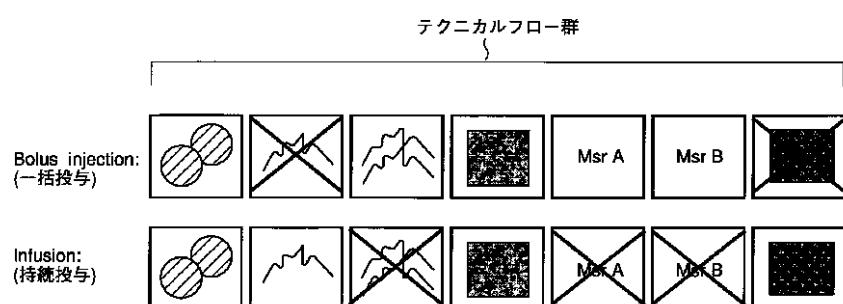
【図5】



【図6】

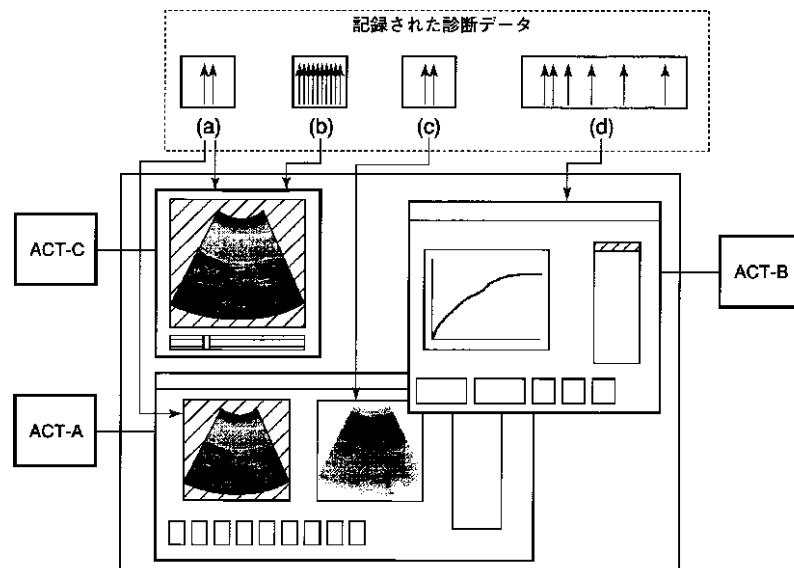


【圖 7】

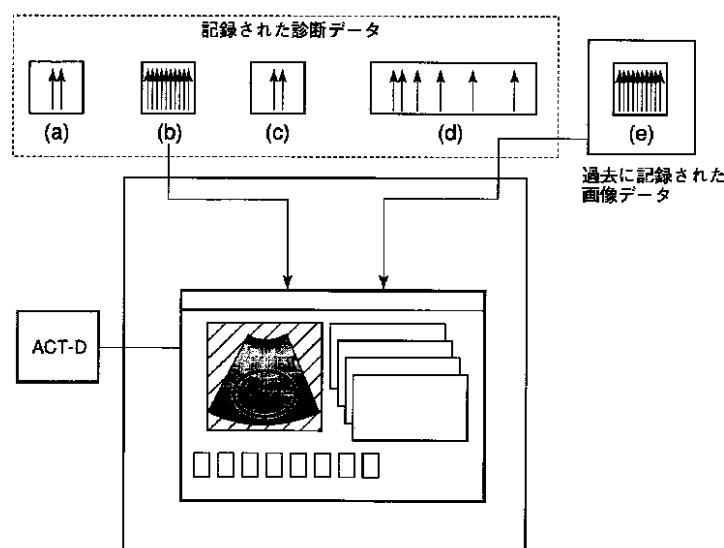


：使用不可

【図9】



【図10】



フロントページの続き

F ターム(参考) 4C301 AA02 BB23 CC02 DD01 DD04
 EE13 FF28 GB02 HH24 HH37
 HH38 HH52 JB03 JB11 JB29
 JC15 JC16 KK27 KK30 KK31
 KK32 KK33 KK34 KK40 LL03
 LL05 LL20
 5B057 AA07 BA05 CE08 DB02 DC01

专利名称(译)	超声诊断设备		
公开(公告)号	JP2002085407A	公开(公告)日	2002-03-26
申请号	JP2000282066	申请日	2000-09-18
[标]申请(专利权)人(译)	株式会社东芝		
申请(专利权)人(译)	东芝公司		
[标]发明人	神山直久		
发明人	神山 直久		
IPC分类号	A61B8/06 A61B5/0456 A61B8/00 A61B8/14 G01S7/52 G01S15/89 G06T1/00		
CPC分类号	A61B8/4281 A61B5/0456 A61B8/06 A61B8/13 A61B8/463 A61B8/465 A61B8/467 A61B8/543 G01S7/52017 G01S7/52084 G01S7/52098 G01S15/8977		
FI分类号	A61B8/06 A61B8/14 G06T1/00.290.D G06T7/00.612		
F-TERM分类号	4C301/AA02 4C301/BB23 4C301/CC02 4C301/DD01 4C301/DD04 4C301/EE13 4C301/FF28 4C301/GB02 4C301/HH24 4C301/HH37 4C301/HH38 4C301/HH52 4C301/JB03 4C301/JB11 4C301/JB29 4C301/JC15 4C301/JC16 4C301/KK27 4C301/KK30 4C301/KK31 4C301/KK32 4C301/KK33 4C301/KK34 4C301/KK40 4C301/LL03 4C301/LL05 4C301/LL20 5B057/AA07 5B057/BA05 5B057/CE08 5B057/DB02 5B057/DC01 4C601/BB05 4C601/BB06 4C601/BB07 4C601/DD03 4C601/DE01 4C601/DE03 4C601/DE06 4C601/EE11 4C601/FF08 4C601/GB01 4C601/GB03 4C601/HH31 4C601/JB01 4C601/JB11 4C601/JB19 4C601/JB21 4C601/JB22 4C601/JB34 4C601/JB45 4C601/JC15 4C601/JC20 4C601/JC37 4C601/JC40 4C601/KK12 4C601/KK31 4C601/KK33 4C601/KK34 4C601/KK35 4C601/KK36 4C601/KK50 4C601/LL01 4C601/LL02 4C601/LL04 4C601/LL05 4C601/LL20 4C601/LL40		
其他公开文献	JP4733821B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

解决的问题：提供一种超声诊断设备，该超声诊断设备能够以对比度增强的回波方法等有效地执行多个诊断或分析协议，而该方法需要瞬时时间管理。种类：A1通过基于时间信息和操作信息中的至少一个，以可执行顺序排列构成期望活动的每个功能来创建定义诊断工作程序的技术流程协议。扫描操作和分析处理操作是根据技术流程协议进行控制和执行的。当重组其中混合有多个活动的技术流程协议时，是否可以通过一次性造影剂施用或药物施用来执行基于时间信息和动作信息中的至少一个来构成每个活动的每个功能。如果确定可行，则重新组织技术流程协议并执行根据其的控制。当确定不可能执行时，通知不可能执行的事实。

